

議提議案第 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年 月 日

提出者

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。</p> <p>議長 月額 百六万三千元</p> <p>副議長 月額 九十三万八千元</p> <p>議員 月額 八十六万五千元</p>	<p>第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。</p> <p>議長 月額 百三万六千元</p> <p>副議長 月額 九十一万四千元</p> <p>議員 月額 八十四万三千元</p>

附則

（施行期日）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

令和七年十二月十六日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額の改定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。